

BPO 放送人権委員会が
静岡放送の『散骨場計画報道への申立て』事案に関し、
「放送倫理上問題あり」との「見解」を公表

<http://www.bpo.gr.jp/>

放送倫理・番組向上機構[BPO]の放送人権委員会(三宅弘委員長)は、静岡放送(SBS)の散骨場計画報道に関して、2015年1月16日記者会見し、民間業者の社長が、顔の映像は出さないという条件で記者会見に応じたのに、顔出し映像が放送され肖像権を侵害されたと申し立てていた事案について、「公共性のある事項に関し、公益目的をもって放送したものであるから、肖像権侵害があったとは認められないが、合意に反して顔出し映像を放送したことについては、放送倫理上問題がある」とする決定を公表しました。

この事案は、SBSが2014年6月に放送したローカルニュース番組『イブアイしずおか・ニュース』で、民間業者の社長が、静岡県熱海市で進める「散骨場」建設計画の修正案を市役所に提出した際、個人名と顔の映像は出さない条件で記者会見に応じたのに、社長の映像を放送したとして人権侵害・肖像権侵害を申し立てていたものです。

決定の概要は以下の通り。

「個人名と顔の映像は露出しないとの合意」は申立人と熱海記者会との間でなされた。SBSは、会見に参加するにあたり、記者会の合意事項を受け入れることとしたのであるから、この合意事項に拘束される。これに反して申立人の顔の映像を放送した点は、明らかに放送局側に非がある。しかし、肖像権侵害の判断との関係においては、結局、承諾なく肖像が放送された場合の一態様と評価されるため、肖像権侵害の有無は、報道の公共性との比較考量によって判断される。

本件放送当時、散骨場施設は、亡くなった方を慰霊する施設であることから、近隣住民による反対運動が起きていた。報道各社は「熱海の山林に『散骨場』計画 周辺に保養所、マンション 地元住民が反発」などと報道し、本件会社も修正案提出後のホームページ上で「心のお墓”熱海『大地の里』— 海洋散骨園—」と記していた。これらの事実から、本件当時、散骨場建設計画について報道することには相当高い公共性が認められる。

以上から、本件放送は、公共性のある事項に関し、公益目的をもって、申立人の映像を相当性の認められる態様において放送したものであるから、肖像権侵害があったとは認められない。

しかし、取材対象者との信頼を確保し、その信頼を裏切らないことは、放送倫理上報道機関にとって当然のことである。日本民間放送連盟の報道指針の趣旨からすると、SBSが、合意事項に反した放送をしたことは放送倫理上の問題がある。

今回の事態が生じた原因は日々の放送業務の性格上当然に予見されるべき基本的な問題であった。委員会は再発防止のため更なる社内体制の充実を要望する。

- 委員会決定の全文はこちら http://www.bpo.gr.jp/?p=7946&meta_key=2014
- 委員会決定の「見解」とは http://www.bpo.gr.jp/?page_id=1124#gradatio

「申立てから『委員会決定』までの流れ」 http://www.bpo.gr.jp/?page_id=1124
「放送人権委員会」運営規則 http://www.bpo.gr.jp/?page_id=1141

■ 放送倫理・番組向上機構 概要

名称：放送倫理・番組向上機構[BPO]

放送事業の公共性と社会的影響の重大性を踏まえて、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的とした非営利・非政府の団体。言論・表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理上の問題に対応する独立した第三者機関で、民放連およびNHKによって設置され、以下の三委員会から構成される。

委員会：放送倫理検証委員会

放送と人権等権利に関する委員会(放送人権委員会)

放送と青少年に関する委員会(青少年委員会)

住所：東京都千代田区紀尾井町1-1 千代田放送会館

理事長： 飽戸 弘

URL: <http://www.bpo.gr.jp/>